京都市交通局バナー広告掲載取扱要領

「京都市交通局」ホームページへのバナー広告掲載について,次のとおり実施することとし,広告を掲載する事業者等を募集します。

	② 学来日 守て 好来 しより。	T
広	ホームページの名称	京都市交通局オフィシャルサイト
告	ホームページのアドレス	http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/index.html
媒	ホームページの内容	京都市交通局(市営バス・地下鉄)情報の発信
体	アクセス数	交通局トップページの1日平均アクセス数
		約 11,800 件(平成 23 年 4~12 月までの平均)
		(このデータは参考であり、毎日のアクセス件数を保証するものではあ
		りません。)
広	広告掲載位置	トップページ中央下部
告		(詳細な位置については指定できません。)
の	規格	・バナー広告の大きさは、縦60ピクセル×横140ピクセル
規		・ファイルの容量は1バナーにつき 20KB以内
格		・ファイルの種類は「GIF」か「JPEG」とし、次の項目を遵守す
		るとともに、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮すること。
		ア 点滅,切り替わりの他,動きのあるバナーは使用しない。
		イ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が見やすくな
		るように配慮する。
		ウ 文字,イラスト等の解像度については,適正な処理を行い,鮮明
		に見えるように配慮する。
	枠数	24 枠 (1 枠よりお申込みいただけます。)
掲	広告料金	1 枠あたり月額15, 750 (消費税及び地方消費税相当額750円を
載		含む)
条	掲載期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
件		それぞれの枠については、各月の1日から月末の1ヶ月単位の掲載とし、
		土曜・休日となる場合は翌営業日とします。
	原稿の入稿期限	広告掲載開始の希望日より1週間前
	原稿の入稿方法	掲載するバナー広告を申込者(広告主)において作成し、完全データで
		入稿していただきます。また, バナー画像とともにリンク先URLをテ
		キストデータにて入稿していただきます。
		データ送信先
		京都市交通局企画総務部企画課(担当者:長谷川)
		TEL 075-863-5062
		メールアドレス hashg0114@city.kyoto.jp

広	関係規定	京都市交通局広告掲出審査基準
告	(必ずお読み下さい)	
の	広告媒体の目的,性質等	なし
範	に応じ定める個別の広告	
囲	掲載基準	
広	広告掲載料の支払	申込者は掲載の決定後、広告掲載開始日までに交通局の発行する納入通
告		知書により納入してください。
料	広告掲載料未納の場合の	申込者は未払いの広告掲載料があるときは,広告の掲載を行わない,又
の	取扱い	は掲載中の広告については掲載を中止します。
支	既納済広告料の返還	既に納付された広告料について,下記の場合について返還いたしません。
払		ただし,天災等やむ得ない状況を除き,京都市交通局の都合により掲載
等		を中止する場合は、この限りではありません。
		・広告の意匠申請において,掲載開始希望日以降も京都市交通局の承認
		が得られない場合
		・また,申込者の都合により,掲載を開始している広告を中止する場合
		なお,広告料の返還に伴う料金計算において,1円未満の端数が生じた
		場合は、その端数を切り捨てます。
	広告の責務	申込者は広告の掲載に関し、広告主との間に紛争が発生した場合、又は
		第三者に損害を与えた場合についても,京都市交通局はその責を負いま
		せん。この場合,申込者の責任において解決していただきます。
申	申込資格	申込者は広告主又は広告代理店等とします。
込	申込方法	広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記載・押印の上、以下
手		の申込先に郵送願います。
続	申込期間	ご希望の掲載開始日の2か月前より随時受付けます。募集枠全ての広告
等		掲載決定後は,受付けを終了させていただきます。
	広告掲載の決定方法	京都市交通局広告掲出審査基準に基づき審査を行ったうえ、先着順で決
		定します。
そ	広告掲載の中止	掲載中の広告において、以下の場合について一方的に掲載を中止するこ
0)		とがあります。また、これにより申込者又は広告主に損害が生じた場合
他		においても,京都市交通局はその補てんの責を負いません。
		・京都市交通局広告掲出審査基準に反したとき
		・広告主が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会定期信用を大きく
		低下させたとき
		・広告主が国税、地方税その他公課の滞納処分もしくは強制執行を受け
		たと認められるとき
		・広告主が倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料
		の支払いをすることができないと認められるとき
	1	

留意事項	・広告の意匠審査については、バナー画像のみならず、リンク先のホー
	ムページの等の内容についても行います。
	・継続して広告掲載している場合,途中での意匠変更については申し受
	けいたします。ただし、新たな意匠にて掲載開始より概ね1か月以上
	経過していることを条件とします。
	・メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間についても、
	掲載期間に含めます。
	・本要領に疑義が生じた場合は,京都市交通局の指示に従っていただき
	ます。
お申込み・お問い合わせ	京都市交通局企画総務部企画課広告係(担当 長谷川)
先	〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町 12番地
	TEL 075-863-5062
	FAX 075-863-5069
	E-mail hashg0114@city.kyoto.jp